地域福祉に関するアンケート調査(相談支援機関対象)

~ご協力のお願い~

相談支援機関の皆様へ

日頃より福祉の推進について、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。 さて、本市では「第4次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を令和3年(2021年)3月(社会福 祉協議会の地域福祉活動計画は9月)に策定しましたが、これまでの計画の推進状況、コロナ禍を経た社 会情勢や市民ニーズ等の変化を踏まえ、総合的に評価を行い、見直しを行う予定をしております。

計画の見直しにあたりまして、日頃より福祉に携われている方のお考えやご意見をお寄せいただくた め、アンケート調査をお願いすることといたしました。

ご記入いただいた内容については、統計的に処理し、個々の調査票を公表したり、調査の目的以外に使 用することは一切ございませんが、お答えいただいた内容に関してご質問させていただく場合がございま すので、ご了承ください。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

令和6年(2024年)7月

八尾市

【回答の記入方法についてのお願い】

- 1. 回答は、令和6年(2024年) 7月1日現在でご記入ください。
- 2. 回答は、貴事業所の状況を広く把握している人がお答えください。 (例えば、地域包括支援センターであれば、管理者の方がお答えください。)
- 3. 回答は、選択肢の横にある枠内に記入をお願いします。 該当する項目に「〇」を記入ください。自由記述などの回答は直接、回答を記入ください。 回答は、基本的には1つのみの選択となっていますが、設問ごとにそれぞれ指定 していますので、ご注意ください。
- 令和6年(2024年)7月31日(水曜日)までに、いずれかの方法でご回答ください。
 - ①Webページからの入力 右の二次元バーコード、または下記URLからからWebページにアクセス いただきご回答ください。 回答URL _https:// ②調査票に記入 回答を直接記入の上、同封の返信用封筒(切手不要)にて、返送してください。
- 5. お問い合わせは、下記までお願いします。
 - ①調査票の書き方(オンラインの回答方法)、回答の提出方法について 株式会社サーベイリサーチセンター大阪事務所(調査委託先) フリーダイヤル: 0120-●●-●● (開設時間: 9時~12時/13時~17時) ②調査の実施について

八尾市 健康福祉部 地域共生推進課

電話 072-924-3835 (土・日・祝日を除く。8時45分~17時15分) FAX 072-922-3786 メール hukusi@city.yao.osaka.jp

貴事業所のことについて

問1 貴事業所についてお答えください。

	回答欄(記述)
貴組織名	
ご回答者の氏名	
ご回答者の役職・職種	役職 / 職種
連絡先(電話番号)	

問っ	相談支援業務に従事する相談員は何名ですが	い(人数を記え)
	他談又抜未物に促争りる他談具は凹右じりん	い。(人数で記入)

名

問3 相談員の、相談支援業務の経験年数について、該当する人数を記入してください。(人数を記入)

(1)	名	1年未満
(2)	名	1年以上2年未満
(3)	名	2年以上3年未満
(4)	名	3年以上4年未満
(5)	名	4年以上5年未満
(6)	名	5年以上6年未満
(7)	名	6年以上7年未満
(8)	名	7年以上8年未満
(9)	名	8年以上9年未満
(10)	名	9年以上10年未満
(11)	名	10年以上20年未満
(12)	名	20年以上30年未満
(13)	名	30年以上

問4 相談員のうち、保健・福祉関係の資格等を有する人数を記入してください。(一人の方が複数の資格を有している場合は、該当する資格すべてに重複してカウントしてください。)

(1)		名	社会福祉士
(2)		名	精神保健福祉士
(3)		名	保健師または看護師
(4)		名	介護福祉士
(5)		名	保育士
(6)		名	主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)
(7)		名	介護支援専門員(ケアマネジャー)
(8)		名	訪問介護員(ホームヘルパー)
(9)		名	(障がい者)相談支援専門員
(10)		名	公認心理師または臨床心理士
(11)		名	その他(具体的に:
		-	
問5 責	貴事業所は、	どの分野の	の業務を行われていますか。(あてはまるものすべてに〇)
	2. 障が3. 児童		
	4. その	D他	(具体的に:
			なかで市民の日常生活に関する次のような課題を抱える人への対応(相談や支援、予ることがありますか。(あてはまるものすべてに〇)
	2. 子孫 第 4. 地 作 7. 相 5. 七 6. 日 制 5. 七 7. 10. 乙 10	育てに悩ん 育なにに困い うないないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	や福祉などのサービスが受けられない人 んでいて、まわりに支援してくれる人がいない人 窮し、支援が受けられない人 参加を希望しているが、実現できない人 立し、生活に支障をきたしている人 侵害に遭っている人 のちょっとした困りごとへの支援が受けられない人 こなり、必要な支援が受けられない人 とが、支援を拒否して受け入れない人 り人がいる家庭 に因っている人
問6-1	上記の中で	、特に対	応が困難であったケースをお答えください。(自由記述)

問7 貴事業所での業務を通じて、成年後見制度の利用を必要とする人を発見したり、利用のための支援などを行うことがありますか。(1つに〇)
1. 成年後見制度の利用のための支援を行うことがある 2. 利用の支援を行うことはないが、利用が望ましいと思う人を発見することはある 3. 活動のなかで、成年後見制度の利用が望ましいと思う人を発見することはない 4. その他 (具体的に: 5. わからない
問8 成年後見制度の利用の必要性があるにも関わらず、利用されない要因は何だと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)
1. 本人が同意しない 2. 家族が同意しない 3. 親族が同意しない 4. 後見人の報酬を支払うのが困難 5. 必要性を感じていない 6. 制度利用に時間がかかる 7. 制度手続きが複雑 8. 信頼できる後見人等の候補者が見つからない 9. 相談先が不明
10. その他 (具体的に: 11. わからない
問9 成年後見制度の利用を促進するうえで、特に優先的に力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)
1. 市民や関係者に制度を周知するよう、情報発信を充実する 2. 支援が必要な人を発見し、相談や支援につなぐ取り組みを充実する 3. 市民後見人(後見活動を行うボランティア)も含め、支援の担い手づくりを充実する 4. 支援や連携の中核機関(中心となる機関)を充実する 5. 手続きの負担を少なくするなど、制度を利用しやすくする 6. 制度を利用するための経済的な負担を軽減する 7. 窓口を明確化する 8. その他 (具体的に:

問10 貴事業所において、連携している人や機関、団体等をお答えください。(あてはまるものすべてに〇)

_	
	1. 主任児童委員
	2. 民生委員・児童委員
ľ	3. 地区福祉委員会
	4. 町内会・自治会
	5. 校区まちづくり協議会
ŀ	6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む)
	7. 社会福祉協議会
-	
-	8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)
ŀ	9. 保健センター
	10. 保健所
	11. 福祉生活相談支援員
	12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口)
	13. こども総合支援センターほっぷ
	14. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口
	15. 障がい者相談支援事業所
	16. 八尾市消費生活センター
	17. その他福祉関係の事業所
	18. 医療機関
	19. 警察•消防署
	20. 教育・保育機関(学校、こども園など)
	21. 自主防災組織
	22. 地域の商店・企業
	23. 当事者団体
	24. その他 (具体的に:
-	25. 特にいない
L	25. 符にいない
BB	
	の活動を展開する中で、連携をしたい(連携を強めたい)人や機関、団体等をお答えください。(あてはまてに〇)
	てに0)
	てに〇)
	てに〇)
	てに〇) 1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会
	てに〇) 1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会
	てに〇) 1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会
	てに〇) 1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む)
	てに〇) 1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会
	てに〇) 1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む)
	てに〇) 1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会
	TICO) 1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)
	TICO) 1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口)
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口) 13. こども総合支援センターほっぷ 14. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口) 13. こども総合支援センターほっぷ 14. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口) 13. こども総合支援センターほっぷ 14. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市消費生活センター
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口) 13. こども総合支援センターほっぷ 14. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市消費生活センター 17. その他福祉関係の事業所
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口) 13. こども総合支援センター(ほっぷ 14. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市消費生活センター 17. その他福祉関係の事業所 18. 医療機関
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口) 13. こども総合支援センターほっぷ 14. 八尾市ひきこもり等若者耐談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市消費生活センター 17. その他福祉関係の事業所 18. 医療機関 19. 警察・消防署
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口) 13. こども総合支援センターほっぷ 14. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市できこもり等若者相談窓口 17. その他福祉関係の事業所 18. 医療機関 19. 警察・消防署 20. 教育・保育機関(学校、こども園など)
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口) 13. こども総合支援センターほっぷ 14. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市消費生活センター 17. その他福関係の事業所 18. 医療機関(学校、こども園など) 19. 警察・消防署 20. 教育・保育機関(学校、こども園など) 21. 自主防災組織
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口) 13. こども総合支援センターほっぷ 14. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市できこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市消費生活センター 17. その他福祉関係の事業所 18. 医療機関 19. 警察・消防署 20. 教育・保育機関(学校、こども園など) 21. 自主防災組織 22. 地域の商店・企業
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口) 13. こども総合支援センターほっぷ 14. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市消費生活センター 17. その他福祉関係の事業所 18. 医療機関 19. 警察・消防署 20. 教育・保育機関(学校、こども園など) 21. 自主防災組織 22. 地域の商店・企業 23. 当事者団体
	1. 主任児童委員 2. 民生委員・児童委員 3. 地区福祉委員会 4. 町内会・自治会 5. 校区まちづくり協議会 6. 市役所(出張所・コミュニティセンター・人権コミュニティセンターを含む) 7. 社会福祉協議会 8. 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 9. 保健センター 10. 保健所 11. 福祉生活相談支援員 12. 生活支援相談センター(生活困窮相談窓口) 13. こども総合支援センターほっぷ 14. 八尾市ひきこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市できこもり等若者相談窓口 15. 障がい者相談支援事業所 16. 八尾市消費生活センター 17. その他福祉関係の事業所 18. 医療機関 19. 警察・消防署 20. 教育・保育機関(学校、こども園など) 21. 自主防災組織 22. 地域の商店・企業

地域との連携について

問12 支援を必要とする人の問題に取組む際、地域と協力したり、地域の支援につなげたりすることがありますが、このとき、困難に感じることや課題はありますか。(あてはまるものすべてに〇)
1. 時間の制約等があり難しい 2. 地域の福祉活動等を把握していない 3. 見守り活動等を依頼しても、地域が消極的である 4. 地域のキーパーソンがいない又は把握できていないため、調整に時間がかかる 5. 地域との関係づくりの手法がわからない 6. 自分の担当業務外の分野の問題であり、地域につなぐまでは対応できない 7. 新型コロナウイルスの影響で地域との関わりが希薄化し、働きかけを行うことが難しい 8. 地域支援を行う社会福祉協議会や市担当課などと連携がうまくとれない
9. その他 (具体的に:
10. 特にない
問13-1 相談支援業務に取組むにあたり、地域や関係機関において「あると望ましいと考えるしくみ」等があれば、 ご記入ください。(自由記述)
問13-2 コロナ禍前と比べて、相談支援業務を行う上で変わったこと(やりやすくなったこと・やりにくくなったこと、やり方を変更したことなど)があれば、記載してください。(自由記述)

相談支援業務の実態について

- 問14 貴事業所の相談状況について、次の①~③の相談状況(件数)をお答えください。
 - ① 相談支援の総件数
 - ② ①のうち、複合課題を抱えるケース(世帯)の件数(延べ件数)
 - ※「複合課題を抱えるケース」は、貴事業所で支援できる範囲(本来業務)を 超える課題等が含まれているケースとしてお考えください。
 - ③ ②のうち、連携できる相談支援機関がない件数(もしくは、連携できない件数)
 - ※令和4年度・令和5年度、それぞれお答えください。

	令和4年度	令和5年度
①相談支援の総件数(延べ件数)	件	件
②複合課題を抱えるケース(世帯)の件数	件	件
③連携できる相談支援機関がない件数(もしくは、連携できない件数)	件	件

- ※令和5年度から事業を開始した機関は、令和4年度の回答は不要です。
- ※正確な件数がわからない、もしくは確認に時間を要する場合は概数でも構いません。

次の問15は、問14の「②複合課題を抱えるケース(世帯)の件数」で、1件でもケースがある事業所様がお答えください。「0件(ない)」の事業所様は問16へお進みください。

問15-1 問14にある「複合課題を抱えるケース」には、どのようなものがありましたか。 (令和4年度・令和5年度の2年間で、あてはまるものすべてに〇)

	1. 子育てと親の介護に同時に直面し困っている世帯						
	2. 高齢の親と就労していない独身の中高年の子どもで構成される世帯						
	3. 障害のある子どもを監護している親自身が、高齢や障害等により						
	判断能力の低下が疑われる世帯						
	4. ごみが適正に処分されず周辺住民から苦情等が寄せられている世帯						
	5. ひきこもり状態の子を抱え、適切な支援につながっていない世帯						
	6. ヤングケアラー(家事や家族の世話などで学業や生活習慣に						
	影響がある子ども)がいる世帯						
	7. 家族や地域との関わりがなく社会的に孤立した世帯						
	9 木 1 けき揺の必要性を認識していないものの、国囲もこれて明らもに						
	8. 本人は支援の必要性を認識していないものの、周囲からみて明らかに						
	大援の介入が求められると思われる世帯 支援の介入が求められると思われる世帯						
	9. その他 (具体的に:						
	5. Colle						

問15-2 問14にある「複合課題を抱えるケース」への対応において、ほかの相談支援機関等と連携して支援を行う際の状況について、お答えください。(それぞれ1つに○)

	①よくあては	②ややあては まる	はまらない	④全くあては
①個人情報の取扱いが難しいため、必要な情報を共有できない				
②リーダーシップをとる機関がなく、役割分担ができない				
③継続的にケース会議を開催する等の体制を構築できない				
④ほかの相談支援機関との関係づくりができていないため、スムーズに連携できない				
⑤各相談支援機関等が実施している支援内容の共有ができない				
⑥支援を行うにあたって、各相談支援機関等の役割分担が明確になっていない				
⑦複数の課題を抱えるケースや支援を拒否する方について、初動対応する機関が決まらない				
⑧各相談支援機関間の連絡調整等が充分に行われていない				



問15-2-1	上記以外で、	ほかの相談支払	爰機関等と連携し	て支援を行う際、	困ったことや	問題等があれば、	その内容
をご記入くが	ださい。(自由	記述)					

制度や分野による縦割りや、支え手・受け手という一方的な関係を超えて支え合う社会をめざす「地域共生社会」の実現が必要となっています。

問16「地域共生社会」では、多様な生活課題に制度等の枠を超えて横断的に対応する相談支援体制が求められますが、八尾市でそうした包括的な相談支援の仕組みを充実していくうえで、特に優先的に力を入れて取組むべきことはどのようなことだと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

	1. 相談した窓口から、適切な相談機関につなげられる仕組み(連携体制)を充実(強化)する		
	2. より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する		
	3. 相談に行けない人(行かない人)を発見し、窓口につなぐ取組みを充実する		
	4. 相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する		
	5. 課題を解決するため、サービスや社会資源を開発する取組みを充実する		
	6. 相談しやすいように、相談を受ける方法を充実させる		
	7. 相談窓口の情報提供を市民に分かりやすく周知する		
	8. その他 (具体的に:		

問17 貴事業所が対象とされている地域では、次の①~⑧のような取組みが、関係機関や団体などが協力・連携して、どの程度できていると思いますか。(貴機関が関わっておられる範囲でお答えください。)(それぞれ1つに〇)

	①かなりでき	②多少はでき	3あまりでき 3 あまりでき	・きていない	⑤わからない
①情報の提供と活用の支援 支援を必要とする人がニーズに気づき、必要な相談や 支援を選択して利用できるようにする。					
②ニーズの把握とつなぎ 潜在化しているニーズを発見し、適切な支援につなぐ。					
③支援のコーディネート 支援が必要な人と多様なサービスや活動を調整し、つなぐ。					
④サービスや活動の提供 自立支援を重視した質の高いサービスや活動が提供 できる体制を確保する。					
⑤サービスや活動の開発 既存の資源では対応できないニーズに対して、新たな サービスや活動を協力して開発する。					
⑥福祉コミュニティづくり 支援を必要とする人がつながりを持ち、安心して暮らせ るコミュニティをつくる。					
⑦経験の集約と実践への反映 相談や支援の実践を通じた課題や経験を集約し、取組 みに反映する。					
⑧連携して進める仕組み これらの取組みを関係機関や団体等が連携して総合 的に推進する。					

今後必要な支援について

問18 日常生活におけるちょっとした支援について、今後需要が高まると思う支援・サービスは何だと思いますか。 (あてはまるものすべてに〇)

1. 話し相手
2. 相談ごとの相手
3. ちょっとした買い物
4. 外出の付き添い
5. 子どもの預かり・外遊びの見守り
6. 日常での安否確認(見守りや声かけ)
7. 災害時の安否確認・手助け
8. 炊事・洗濯・掃除などの家事
9. 電球交換や簡単な大工仕事
10. ごみ出し
11. 庭の草刈
12. 緊急時の看病・救急車を呼ぶなどの手助け
┃ 13. 認知症高齢者や障がい者の金銭管理・詐欺被害防止など本人の権利を守る取組み
14. 安心して過ごせる場(居場所 <u>)づくり</u>
15. その他 (具体的に:
16. 特にない・わからない

問19 次の支援・サービスのうち、<u>有償でも充実・確保したほうがよいと思う支援・サービス</u>は何だと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)

1. 話し相手
2. 相談ごとの相手
3. ちょっとした買い物
4. 外出の付き添い
5. 子どもの預かり・外遊びの見守り
6. 日常での安否確認(見守りや声かけ)
7. 災害時の安否確認・手助け
8. 炊事・洗濯・掃除などの家事
9. 電球交換や簡単な大工仕事
10. ごみ出し
11. 庭の草刈
12. 緊急時の看病・救急車を呼ぶなどの手助け
13. 認知症高齢者や障がい者の金銭管理・詐欺被害防止など本人の権利を守る取組み
14. 安心して過ごせる場(居場所 <u>)づくり</u>
15. その他 (具体的に:
16. 特にない・わからない

問20 地域の福祉を充実 のすべてに○)	ミするために、どのようなことに	持に優先的に取り組むへ	ヾきだと思いますか。(<i>を</i>	_あ てはまるも
2. 身近な木 3. 困ったと	関する情報の提供 目談窓口の充実 きに何でも相談できる窓口機能 磨がい者などの日常生活への		制づくり)	

	1. 福祉に関する情報の提供 2. 身近な相談窓口の充実 3. 困ったときに何でも相談できる窓口機能(断らない相談支援体制づくり) 4. 高齢者・障がい者などの日常生活への支援 5. 子育ての支援 6. 孤立した人やひきこもりの人への支援 7. 経済的に困窮している人への支援 8. 就労のための支援 9. 社会参加を促す支援 10. 年金などの社会保障制度の充実 11. 健康づくり 12. 医療・福祉の連携 13. こころの健康に関する支援 14. 認知症の人などの権利擁護 15. 福祉の心を育てる取組み 16. ボランティアやNPO活動への支援 17. 地域住民のつながりづくり 18. 地域での場(居場所)づくり 19. 子ども・若者が安心して過ごすことができる場(居場所)づくり 20. 地域での支えあいの活動 21. 支援が必要な人を発見する取組み 22. 住宅の確保や住環境の整備 23. パリアフリーのまちづくり 24. 公共交通の整備や移動の支援 25. 防災や災害時に支援が必要な人への対応 26. 犯罪や事故のない安全なまちづくり 27. 犯罪予防活動や犯罪をした人の社会復帰に向けた支援 28. 虐待や差別の防止 29. 福祉に関わる団体や機関のネットワークづくり 30. 筆談・手話・点字等のコミュニケーション手段の普及
	30. 単級・子品・点子等のコミューケーション子段の音及 31. スマートフォン等を活用した情報入手への支援
	32. 社会福祉法人、企業などの社会貢献活動
	33. その他 (具体的に:
	34. 特にない・わからない
	01. [4](=-0.0 4)7/0 S-0.0
の他、	地域福祉推進に関して、お考えを自由にご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。